

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)**2759号**

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号:電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955
発行人 山中昭栄:定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697 <http://www.zck.or.jp>花田植え
(島根県)

もくじ

活動
政
策
総額4兆円規模の1次補正予算が成立
—東日本大震災からの早期復旧・復興を目指す—
随
情
報
想
報

「みんな」が主役。すべての「から」を集結する協働参画を目指して
東日本大震災に関する緊急要請
—東日本大震災の復旧・復興と原子力災害対策について緊急要請—
東日本大震災からの早期復旧・復興を目指す—
町村Navi
みんな

大阪府熊取町長 中西 誠
(11) (9) (6) (2)

コラム 心の歌

千葉市男女共同参画センター名誉館長
N H K 番組 キャスター

加賀美 幸子



まま頷ける。

「俳句」や「短歌」の番組を長く担当してきた。その間、「短歌や俳句は大事だと思つけれど、何か近寄りがたい。俳句は短いし情景が解りやすいけれど、短歌の方は特にどうも重く古臭く感じてしまう…」といふ声をどれほど多く耳にしてきたことだろ。

しかし、5、7、5(7、7)のリズムは日本人の体内に自然に入っているし、短い言葉の中に、心も、世の中も、ありとあらゆることを詠えるという合理性は、誠に現代的であり、つねに「今的」である。だから、人々は、万葉の時代から今にいたるまで、その心を詠い続けてきたのだ。

毎年行われるNHKホールでの「全国短歌大会」、今年も全国各地から寄せられた歌の数は一般的の部では二万首を選かにこえ、その中から六十首の特選歌が発表され朗読を担当した。

「地下鉄のサラリーマンの群衆のひとり／ひ／は亡靈だうう」四国の香川小百合さんがお住まいの町には地下鉄はないところだが、いつも利用している私もその

朗讀を担当した。
古臭いどころか、毎回ぐいぐい引き込まれながら私は朗讀する。
短歌は時に時事が強く詠まれることがある。時代が、地域が、ぐらしがそのまま見え、言葉によって立ち上がりてくる。
今後、人々は時代と心をどう歌うであろうか。

◎写真募集◎

表紙に掲載する写真を募集しています。採用者には、粗品を差し上げます。
写真には撮影者の住所、氏名及び撮影場所・日時を明記して下さい。
なお、採否は当方に一任願います。
送り先:全国町村会・広報部

東日本大震災に関する緊急要請 —東日本大震災の復旧・復興と 原子力災害対策について緊急要請—

全国町村会

■環境省



▲松本防災担当大臣（右から2人目）に要請を行う藤原会長（左から2人目）、佐々木理事（右）、浅和監事（左）

■首相官邸



▲枝野官房長官（左から2人目）に要請を行う藤原会長（右から2人目）、佐々木理事（左）、浅和監事（右）

藤原忠彦会長（長野県川上村長）と佐々木功悦理事（宮城県町村会長・美里町長）、浅和定次監事（福島県町村会長・大玉村長）は、4月27日、政府、民主党・自由民主党、東京電力に対し、震災の復旧・復興と原子力災害対策について緊急要請を行った。

要請活動は、枝野官房長官、松本防災担当大臣、鹿野農林水産大臣、片山総務大臣、北澤防衛大臣、岡田民主党幹事長・山根参議院議員、谷垣自由民主党總裁・大島副總裁・石破政調会長、山崎東京電力副社長に対し行った。

藤原会長からは、「第一次補正予算」の早期成立、「復興基本法」や「財政援助法」の速やかな制定、地方財政措置の拡充、農業及び漁業の再興、放射性物質の放出を一日も早く停止させること等について強く要請した。（なお、第一次補正については、5月2日に成立した。）

佐々木理事からは瓦礫対策や仮設住宅の十分な確保と早期建設等について、浅和監事からは原発事故に関し、放射性物質・放射線についてのわかりやすい情報提供・一元化、資源エネルギー庁から独立した監督機関の設立について強く要請。併せて、今回の被災に乘じた市町村合併を行うことのないよう訴えた。

また、同日に「東日本大震災復興構想会議」の飯尾潤・検討部会長に対しても面談、要請を行った。なお、その他の国務大臣及び政党、衆・参災害対策特別委員会に、書面で要請を行った。

藤原忠彦会長（長野県川上村長）と佐々木功悦理事（宮城県町村会長・美里町長）、浅和定次監事（福島県町村会長・大玉村長）は、4月27日、政府、民主党・自由民主党、東京電力に対し、震災の復旧・復興と原子力災害対策について緊急要請を行った。

要請活動は、枝野官房長官、松本防災担当大臣、鹿野農林水産大臣、片山総務大臣、北澤防衛大臣、岡田民主党幹事長・山根参議院議員、谷垣自由民主党總裁・大島副總裁・石破政調会長、山崎東京電力副社長に対し行った。

藤原会長からは、「第一次補正予算」の早期成立、「復興基本法」や「財政援助法」の速やかな制定、地方財政措置の拡充、農業及び漁業の再興、放射性物質の放出を一日も早く停止させること等について強く要請した。（なお、第一次補正については、5月2日に成立した。）

佐々木理事からは瓦礫対策や仮設住宅の十分な確保と早期建設等について、浅和監事からは原発事故に関し、放射性物質・放射線についてのわかりやすい情報提供・一元化、資源エネルギー庁から独立した監督機関の設立について強く要請。併せて、今回の被災に乘じた市町村合併を行うことのないよう訴えた。

また、同日に「東日本大震災復興構想会議」の飯尾潤・検討部会長に対しても面談、要請を行った。なお、その他の国務大臣及び政党、衆・参災害対策特別委員会に、書面で要請を行った。

活動

■総務省



▲片山総務大臣（左から2人目）に要請を行う藤原会長（右から2人目）、佐々木理事（右）、浅和監事（左）

■民主党



▲岡田民主党幹事長（右から2人目）、山根参議院議員（右）に要請を行う藤原会長（中央）、佐々木理事（左から2人目）、浅和監事（左）

■東京電力



▲山崎東京電力副社長（右）に要請を行う藤原会長（左から2人目）、佐々木理事（左から3人目）、浅和監事（左）

■農林水産省



▲鹿野農林水産大臣（右）に要請を行う藤原会長（左から2人目）、佐々木理事（左から3人目）、浅和監事（左）

■防衛省



▲北澤防衛大臣（左から2人目）に要請を行う藤原会長（右から2人目）、佐々木理事（右）、浅和監事（左）

■自由民主党



▲谷垣自由民主党総裁（右から2人目）、大島自由民主党副総裁（右から3人目）、石破自由民主党政調会長（右）に要請を行う藤原会長（左から2人目）、佐々木理事（左）、浅和監事（左から3人目）

東日本大震災に関する緊急要請

東北地方太平洋沖地震と大津波は、東日本各地を襲い、沿岸部の市町村を中心には壊滅的被害をもたらした。

加えて、福島原子力発電所の重大な事故をめぐっては、憂慮すべき事態が

続き、周辺住民の不安にさいなまれた厳しい避難生活の長期化が懸念されて

いる。今般の東日本大震災は、大地震、大津波による広域的かつ甚大な自然災害に原子力災害が加わった複合災害であり、被害の凄まじさは、復旧・復興を目指す被災自治体に重くのしかかっている。

未曾有の国難と言うべきこの事態を

乗り越えるためには、地域社会の復旧と復興、再生に向けて全力で取り組む地方自治体に対し、国が全面に立つて、新規立法措置や財政措置の大幅拡充を含め、既存の枠組みを超えた強力な支援方策の構築に総力を挙げることが不可欠である。

よって、国は、被害の実態を直視し、当面、下記事項について、対処するよう強く要請する。

記

I 震災の復旧・復興対策

1. 第一次補正予算の早期成立と特別法の制定

未會有の非常事態に対処するため、当面の災害救助、応急対策に対する支援はもとより、がれき撤去や仮設住宅整備、「ライフライン復旧など緊急を要する費用を盛り込んだ平成23年度第一次補正予算を速やかに成立させる」と。

また、「復興基本法」や「特別財政援助法」など震災関連特別法を早期に制定すること。

その際、次の点に十分配慮すること。

(1) 補助対象事業の範囲の拡大

阪神・淡路大震災の際に対象となりなかつた役場庁舎・支所など公用施設・設備や消防施設、公立保育所等を国庫補助の対象にするとともに、公用・公共用を問わず、公共的なものを含め、あらゆる施設、設備を国庫補助の対象とする」と。

また、当面の復旧はもとより、本格的な再建についても国庫補助の対象とする」と。

(2) 事務手続き等の簡略化

国庫補助申請等に関し、質的にも量

的にも事務量が膨大となることから、各種申請期限の延長や書類の簡素化など事務手続きに係る負担を可能な限り軽減すること。

2. 激甚災害法対象の拡大

今般の震災は、激甚災害の指定を受けているが、甚大な被害を受けた施設には、激甚災害法の適用を受けない「農業集落排水施設」、「漁業集落排水施設」、「水道施設」等のライフラインもあり、復旧には巨額な費用を要することから、同法の対象範囲を拡大するか、「特別財政援助法」の対象として、手厚い措置を講じること。

また、激甚災害法の対象となる施設にあつても、地元負担を極力軽減する財政支援策を講じること。

3. 災害廃棄物の処理等

(1) 震災で生じた大量のがれきや車両・船舶などの災害廃棄物を早急に撤去するため、私有財産権に起因する制約にとらわれず、効率的かつ広域的な処理体制を確立するなど、具体的な処理方法に係る指針を示すこと。

また、「ゴミ処理施設、し尿処理施設の復旧についても早急に支援する」と。被災町村が、自力では災害廃棄物を処理できない場合、県が代行できる仕組みを早急に構築すること。

4. 住宅確保のための支援

被災町村及び被災者を受け入れる町

において、仮設住宅を早期に建設できるよう、建築資材等の円滑な調達を実現するとともに、用地確保が困難な場合の借地料等に対し、最大限の財政措置を講じること。

また、低廉な公営住宅の提供等、被災者の住宅確保に向けた全面的な支援と財政措置を講じること。

5. 災害救助法の弾力的運用

被災者への公営住宅の無償提供などを災害救助法の対象とするとともに、地方自治体が自発的に行う救援物資の輸送、保管、職員の派遣経費及び避難者の受け入れに要する経費についても、災害救助法の対象とすること。

また、避難生活の長期化など事象に即した同法の弾力的運用をはかること。

6. 被災児童・生徒及び教職員のための支援

今般の震災においては、日常では感じ得ないほどのショックや恐怖、不安、家族の安否に加え、避難生活の長期化など様々な心痛がある。このため、被災した児童・生徒及び教職員への精神的なケアについて十分支援すること。

また、震災により就学が困難な児童・生徒への支援のため、授業料や学用品給付等就学援助について特段の財政措置を講じること。

7. 税制上の減免措置等に伴う減収補

てん

活動

地方税法改正により、課税免除の対象となった地方税の減収については国が全額補てんするとともに、被災町村が独自に減免を行った地方税の減収についても、当該町村の財政力に応じ、最大限の交付税措置を講じること。

また、福島第一原子力発電所の事故に伴い避難を強いられた町村における地方税の減収については、上記とは別に、国が責任を持つて確実な財政措置を講じること。

8. 復旧対策に要する地方財政措置

(1) 被災自治体が、地域としてのニーズに応じて自由かつ機動的に災害対策事業等を実施できる交付金を創設すること。

(2) 特別交付税を大幅に増額し、十分な財政措置を行うこと。

(3) 普通交付税の繰り上げ交付を行うとともに、特別立法により地方交付税総額の特例を設け、大幅に増額し、復旧・復興に要する経費を普通交付税の別枠として措置すること。

(4) 税制上の特例措置による国税の減少に伴う既定の地方交付税総額の減額は行わないこと。

(5) 災害復旧事業の財源となる地方債の所要額を確保するとともに、実質的に地方負担が生じないよう、元利償還金に係る財政措置を拡充すること。

9. 被災市町村への人的支援

全国の市町村から人的支援を行う

「市町村職員の派遣スキーム」等による職員派遣に要する経費について、派遣元・派遣先自治体ともに財政負担が生じないよう万全の措置を講じること。

10. 住民生活や経済活動など復興への支援

今回の地震等による被害は、地域住民の生活のみならず社会経済活動に対して壊滅的な打撃を与えた。日本経済にも多大な影響を及ぼすことから、住民生活の安定と農林水産業、商工業、サービス業などすべての産業の復興に対しても、国として十分な支援を行うこと。

11. 震災復興のための基金の創設

現行諸制度の隙間を埋め、被災地の早期復興、被災者の自立支援等を長期的、安定的、機動的に進めるため「震災復興基金」を創設し、被災市町村に對し必要な財政支援を行なうこと。

12. 復興構想等への被災町村の意見反映

国における復興構想の策定等にあたっては、被災地域の住民の意向に配慮するとともに、被災町村が地域の実情を踏まえた主体的な取り組みを進められるよう、十分意見を反映したものとすること。

13. 自衛隊の災害派遣の継続

自衛隊員による被災直後からの人命救助、行方不明者の捜索、救援物資の輸送、給水・給食・入浴等の生活支援、

がれき撤去などの諸活動に対し、被災地域の住民は感謝と信頼を寄せている。未だ強い余震が続き、不安の中で避難を余儀なくされている多くの住民の期待に応え、自衛隊員による幅広い生活支援等をできる限り継続すること。

II 原子力災害対策

1. 放射性物質の放出停止

国は、「原発事故の収束」がこれまで原発を推進してきた国家の責務であることを再認識した上で、既存組織に

といらわれず、国内外の英知を結集するなど國家の総力を傾注して、先般示された「事故の収束に向けた道筋」に基

づく工程を國主導で達成し、放射性物質の放出を一日も早く停止させること。

2. 責任ある避難の指示

国は、指示避難、計画的避難、自主避難等を一方的に指示するのみで、本來、国の責任で一體的に実施されるべき避難先・避難手段の確保や避難先での生活支援等が全く不十分であり避難民が困惑している現状を猛省し、衣食住、雇用、教育、集落自治等生活全般にわたる避難民の不安な気持ちを思つたつた、物心両面からのきめ細かな避難支援策を講じること。

5. 放射性物質により汚染された農地等の除洗

にわたる避難民の不安な気持ちを思つたつた、物心両面からのきめ細かな避難支援策を講じること。

3. 避難先不明者の確認

避難を余儀なくされた町村では、行

政機能の低下に加え、国からの唐突な避難指示により避難先や安否が確認できぬ住民が多数発生し、町村役場を窓口とした義援金の支給や羅炎証明等様々な行政サービスが滞ることが懸念されているため、国は、テレビ・新聞・インターネット等あらゆる媒体を通じて避難先不明者の確認に努め、町村の自治機能の回復を強力に支援すること。

4. 賠償範囲の明確化と賠償金支払い

国は、指示避難、計画的避難、自主避難等を一方的に指示するのみで、本來、国の責任で一體的に実施されるべき避難先・避難手段の確保や避難先での生活支援等が全く不十分であり避難民が困惑している現状を猛省し、衣食住、雇用、教育、集落自治等生活全般にわたる避難民の不安な気持ちを思つたつた、物心両面からのきめ細かな避難支援策を講じること。

これができるよう、特別法の制定等により実施体制、予算措置を確立すること。

業者が、今後、帰宅して當農や事業を再開するためには、放射性物質により汚染された農地、農機具、住居、工場、

店舗等の除洗が不可欠であるため、国

政 策

は、農地等の除洗方法や安全基準を早急に開発するとともに、国費で除洗を実施することと並びに除洗に要する期間を明示すること。

6. 放射性廃棄物の処理方法の明確化

避難区域内の放射性廃棄物について

は、廃棄物処理法の対象外であり通常

の廃棄物処理施設では処理できないため、避難民が帰宅する際の阻害要因になることが懸念されていることを踏まえ、国は、早急に放射性廃棄物の処理基準や処理方法を確立し、避難民が元の居住地で一日も早く生活できる基盤の整備に着手すること。

政策解説

総額4兆円規模の1次補正予算が成立

—東日本大震災からの早期復旧・復興を目指す—

5月2日、平成23年度第1次補正予算は、参院本会議で可決、

成立した。東日本大震災からの早期復旧・復興に向け、年度内に必要と見込まれる経費を計上。歳出面で、仮設住宅の建設・賃貸等に災害救助等関係経費4、829億円、がれき等の処理に災害廃棄物処理事業費3、519億円、道路・水道等の復旧・整備に災害対応公共事業関係費1兆2、019億円、学校・医療施設等の復旧や耐震化に施設費災害復旧費等4、160億円、中小企業・農林漁業者等の事業再建に災害関連融資関係経費6、407億円、地方交付税交付金1、200億円、その他東日本大震災関係経費8、018億円と、総額4兆153億円等を追加計上したほか、既定経費の減額3兆7、107億円の修正減少額を計上し、歳入面で、税外収入3、051億円を増額計上した。

国は復興費用の最大90%を補助

5月2日に公布、同日から施行された「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」は、応急復旧等を迅速に進めるための地方公共団体に対する財政援助及び被災者のための社会保険料の減免、中小企業者に対する金融上の支援等の特別の助成措置を実施しようとするものである。そのうち、地方財政に関係するものの概要是次のとおり。

の廃棄物処理施設では処理できないため、避難民が帰宅する際の阻害要因になることが懸念されていることを踏まえ、国は、早急に放射性廃棄物の処理基準や処理方法を確立し、避難民が元の居住地で一日も早く生活できる基盤の整備に着手すること。

7. 正確で分かり易い情報提供による安心感の醸成

国は、放射性物質に対する国民の不安のかなりの部分が、国からの情報提供の分かりにくさに起因していることを真摯に受け止め、国民の誰もが理解できるように、例えば、テレビ等の報

道においては放射性物質・放射線の意味やその単位（ベクレル又はシーベルト）について分かり易い広報に努めるとともに、放射性物質のモニタリング供の分かりにくさに起因していることを真摯に受け止め、国民の誰もが理解できるように、例えば、テレビ等の報

監督機関の設立

国は、国が安全性を確認した原子力発電所において事故が発生したという重い事実を厳粛に受け止め、まずは、全国の原子力施設について東日本大震災並みの巨大地震や大津波の発生を想定した再点検を緊急に実施し、さらにその結果を開示することにより周辺住民の不安の払拭に努めるとともに、今後は、これまでの安全検査の基本思想や実施体制をゼロベースで抜本から見直すこと。

その際、原発の推進機関（資源エネルギー庁）と監督機関（原子力安全・保安院）が同じ省厅にある現状を見直し、海外の専門家を加えた独立機関による厳正な監督体制を確立すること。

平成23年4月27日

全国町村会長

藤原忠彦

政 策

表1 各種施設の災害復旧事業に対する補助率等について

施設名	補助率
① 公共土木等 ○ 水道施設 ○ 工業用水道施設 ○ 改良住宅 ○ 交通安全施設 ○ 街路、公園、河川、運河 ○ 一般廃棄物処理施設 ○ 集落排水施設（農業、漁業、林業）	団体ごとの事業費合計額の標準税率の割合に応じて、10分の8から10分の9
② 社会福祉施設等 ○ 小規模多機能型居宅介護事業所 ○ 認知症高齢者グループホーム ○ 老人デイサービスセンター ○ 老人短期入所施設 ○ 老人介護支援センター ○ 軽費老人ホーム ○ 地域包括支援センター ○ 身体障害者社会参加支援施設 ○ 障害者支援施設 ○ 地域活動支援センター ○ 福祉ホーム ○ 障害福祉サービス事業所 ○ 介護老人保健施設 ○ 授産施設	3分の2 ／ ／ ／ ／ ／ ／ ／ ／ ／ ／ ／ ／ ／ ／ 2分の1 3分の2
③ 公共施設等 ○ 警察施設 ○ 市町村の仮庁舎、情報システム ○ 消防施設 ○ 保健所 ○ 公立火葬場 ○ 公立と畜場 ○ 公的医療機関 ○ 中央卸売市場	3分の2 ／ ／ ／ ／ ／ ／ ／ ／
④ 民間施設 ○ 政策医療を行う民間病院	2分の1
⑤ 宮城県フェリー埠頭公社（仙台塩釜港） ○ 港湾施設	無利子貸付
⑥ 空港関連 ○ 滑走路等、空港用地 ○ 空港ターミナルビル	10分の8.5 無利子貸付
⑦ 災害廃棄物処理	団体ごとの事業費合計額の標準税率の割合に応じて、10分の5から10分の9

るものの財源とする
共団体の負担に属す
費用で、当該地方公
の救助法」（昭和22年法律第118
号）が適用された市町村のうち政令
で定めるもの及びこれに準ずる市町
村として政令で定めるものの区域）
内にあるもの（以下「特定被災区域
団体」という）は、平成23年度及び
平成24年度以降の年度であつて政令
で定める年度に限り、「地方財政法」
（昭和23年法律第109号）第5条
及び「災害対策基本法」（昭和36年
法律第223号）第102条の規定
にかかわらず、地方債をもつてその
財源とすることができる。

1 特定被災地方公共団体等に対する補助等
大地震又は大津波により甚大な被害を被つた特定被災地方公共団体（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県並びに東日本大震災による被害を受けた市町村で政令で定めるもの）等に対し、以下のとおり国による特別の補助等を行う。
(1) 「激甚災害」に對処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）における特別の財政援助等の規定を特定被災地

方公共団体に適用する。
(2) 上記(1)のほか、表1に掲げる施設の災害復旧事業等に対する補助等を行う。
2 地方債の特例等
地方債の特例等として、以下のとおり歳入欠かん等債を発行できる」と等としている。
(1) 特別財政援助法案第8条関係
以下の場合において、東日本大震災による被害を受けた地方公共団体で、その区域の全部又は一部が特定被災区域（東日本大震災に際し「災

害救助法」（昭和22年法律第118号）が適用された市町村のうち政令で定めるもの及びこれに準ずる市町村として政令で定めるものの区域）内にあるもの（以下「特定被災区域団体」という）は、平成23年度及び平成24年度以降の年度であつて政令で定める年度に限り、「地方財政法」（昭和23年法律第109号）第5条及び「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）第102条の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができる。

① 地方税、使用料、手数料その他の徴収金で総務省令で定めるものの東日本大震災のための減免で、その程度及び範囲が被災の状況に照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合
② 東日本大震災に係る災害予防、災害応急対策又は災害復旧で総務省令で定めるものに通常要する費用で、当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする

(2) 特別財政援助法案第9条関係
「地方税法の一部を改正する法律」及び「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」（以下「地方税法改正法等」という）が4月27日交付、施行された。平成23年度において、これらの施行による地方税等に係る同年度の減収額を埋めるため、「地方財政法」第5条の規定にかかわらず、同年度の減収額を勘案して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる」とこととともに、同年度の75%を基準財政収入額に加算する。

地方負担軽減のための財政措置

今回の補正予算においては、東日本大震災関係経費の追加に伴う地方負担が生じること、また、東日本大震災により被害を受けた地方公共団体等において地方税等の減収が見込まれることから、これらに関連して次のとおり財政措置を講じる。

1 特別交付税の増額

今回の補正予算に係る災害弔慰金

政 策

の地方負担額、行政機能の維持や被災者支援に係る応急対応経費及び被災地域の応援に要する経費等について、既に現段階において多額の経費が見込まれている。これら特別の財政需要に対応するため、「平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律」が5月2日に公布、同日から施行された。平成23年度分の地方交付税の総額に1、200億円を加算し、その全額を特例として特別交付税とする。特例法での増額は阪神大震災（平成6年度分300億円）、新潟県中越地震（平成16年度分701億円）以来。平成23年度の特別交付税総額は1兆1、624億円となる。

2 追加の財政需要等に係る財政措置

(1) 追加の投資的経費等に係る財政措置

国の補正予算により平成23年度に追加される災害復旧事業等投資的経費に係る地方負担額等については、地方負担額の100%まで地方債（災害復旧事業債及び補正予算債）を充当できることとし、後年度においてその元利償還金について以下のとおり地方交付税により措置する。

ア 補助災害復旧事業債
補助災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。
イ 災害対策債（前頁の2「地方債の特例等」(1)(2)の地方債）
災害対策債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

ウ 一般単独災害復旧事業債
一般単独災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、地方公共団体の財政力に応じ、47・5～85%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

(2) 地方税等の減収に係る財政措置

東日本大震災に伴う地方税等の減免及び地方税法改正法案等の施行による地方税等の減収額を埋めるために発行する地方債（歳入欠かん債）については、後年度においてその元利償還金について以下のとおり地方交付税により措置する。

① 前頁の2「地方債の特例等」(1)の地方債
後年度における元利償還金については、その75%を公債費方式により基準財政需要額に算入し、残余については各団体の財政力等に応じて最大20%を特別交付税により措置する。

② 前頁の2「地方債の特例等」(2)の地方債
後年度における元利償還金については、その100%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

(3) 地方債の対象とならない経費については、特別交付税により適切に算入する。

① 災害復旧事業債

② 補正予算債

3 地方公営企業に係る財政措置

補正予算債については、東日本大震災からの早期復旧に向け対応するための特例として、後年度における元利償還金の80%を公債費方式により基準財政需要額に算入し、残余については単位費用により措置する。

特別財政援助法案等により、東日本大震災による被害を受けた地方公営企業が実施する施設の復旧に要する経費については、国が特別の補助を行う。これに併せて、当該施設の早期復旧と企業経営の安定を図るため、東日本大震災に係る一般会計からの繰出基準の特例を設け、当該繰出金については災害復旧事業債を充当することができる。

また、東日本大震災により被害を受けた地方公営企業における資金不足額等については、資金手当のための公営企業債を充当でき、これに係る利子の一部については特別交付税により措置する。

なお、東日本大震災からの早期復旧・復興を目指す平成23年度第1次補正予算に続き、本格的な復興策が盛り込まれると見られている平成23年度第2次補正予算案は、6月末の「東日本大震災復興構想会議」の第一次提言、社会保障と税の一括改革の成案を踏まえ、7月以降に編成する見通しだ。

特別公開シンポジウム

2011年度東京財団週末学校

地方にこそ可能性がある

「首長と語る地域の現場と求められる人材」

東京財団は、市町村職員を対象に、

住民を主体とする地方自治の実現と地域の潜在力を活かした多様性あるまちづくりのため、自らの頭で考え、行動を起こすことができる人材を育成する研修プログラム「東京財団週末学校」を実施しています。

5月21日(土)に開校する同プログラムにおいて、特別公開シンポジウムを開催します。多数の方々のご参加をお待ちしております。

なお、当日はインターネットによる中継も予定しています。

【開催趣旨】

日本が抱えている多くの課題に現場で直面しているのが基礎自治体です。人口構造の変化や経済活動のグローバル化によって、地域経済や地域コミュニティ、そして住民の生活は様々な影響にさらされています。

そのような状況の中、自らの足で立ち、それぞれの地域課題を解決しようと取り組んでいる自治体があります。地域の目指す姿や真の豊かさなどの理念に基づき、それぞれの分野で抜きんでた活躍をしている各地の地域リーダーを迎え、地域社会の今と求められる人材について話を聞きます。そして地方の可能性を考えます。

1 日 時
2011年5月21日 (土)

2 場 所
日本財団ビル2階 大会議室 (東京都港区赤坂1-1-2)

3 プログラム

I 部	13:00~14:20	講演
II 部	14:30~15:30	パネルディスカッション・会場との質疑応答
III 部	14:30~15:30	パネルディスカッション・会場との質疑応答
モデレーター	亀井善太郎(東京財團研究員兼政策プロデューサー)	
参 加 員	100名	
参 加 費	無料	

4 参加申し込み

「東京財団週末学校」ホームページ(<http://tkfd-shumatsu-gakko.jp/>)からお申込みください。(「東京財団週末学校」で検索)

5 申込期限

5月19日(木)

※満席となり次第受付を終了します。お早めにお申込みください。

6 問い合わせ先

東京財団週末学校事務局
(亀井、稻垣、坂野、富澤)

町村専用ページ「町村.com」をご覧になっていますか

● <http://www.zck.or.jp/choson/> ●

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、こ

れからも充実をはかっていきたいと考えていますので、ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。

kouhou@zck.or.jp

・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。

ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。

・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み(平成18年9月27日付)ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部までメール(kouhou@zck.or.jp)でお願いいたします。



隨 想

洋沖地震では、死者不明者が2万4千人を超えるなど、甚大な被害がありました。

被災された皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げますとともに、今後、我がまち熊取町としても、全国の町村ともども関係機関と協力し、被災地への支援に積極的に取り組んでまいりますので、希望を持って復興への道を歩んで頂きたく思います。

さて、我がまち熊取町は、大阪府の南部、関西国際空港を目の前にする面積17・23km²、人口44,716人(平成23年2月末)の温暖で雨量も少なく、快適で暮らしやすい気候風土に、大阪体育大学、大阪観光大学、関西医療大学と京都大学原子炉実験所の4つの大学、全国町村では一番の、35万冊の蔵書を誇る図書館、年間20万人の利用者がある総合体育馆(ひまわりドーム)を有する「学

3月11日に発生した東北地方太平洋地震では、死者不明者が2万4千人を超えるなど、甚大な被害がありました。

被災された皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げますとともに、今後、我がまち熊取町としても、全国の町村ともども関係機関と協力し、被災地への支援に積極的に取り組んでまいりますので、希望を持って復興への道を歩んで頂きたく思います。

洋沖地震では、死者不明者が2万4千人を超えるなど、甚大な被害がありました。

「園文化都市」を形成しています。歴史的にも古くから知られ、平安時代初期の編さんである「日本後紀」に桓武天皇が「熊取野」で遊猟されたと記されています。

私が町長に就任して1期4年目を迎えるが、最初の年に取り組んだ事は、入札改革でした。一般競争入札制度、郵便入札制度の導入を行い、入札監視委員会も設置し、透明でクリーンな入札事務を実行して二度と談合問題を起こさない制度とし、適宜直し等も行っています。

町政運営としては、2017年までを年次とした、第3次総合計画の元、みんなが主役「やすらぎと健康文化のまち」を目指し、計画の実行にあたっては、住民の皆様のより多くのより積極的なまちづくりへの参画のもと、行政はもとより、住民・コミュニティ組織など全ての「ちらら」を結集し、持続可能なまちづくりの展開と、安住魅力のあるまちの

実現を目指している所です。
昨年3月には、熊取町協働憲章を策定し、従来型の行政だけで公共サービスを提供するのではなく、複雑多様化する地域の課題に対応する為に、住民ニーズに合った、より身近な細かな個々の公共的なサービスを提供する新たな仕組みとして、「協働によるまちづくり」を掲げ、住民等が地域の活動に参加するきっかけを生み出すことにより、人と人とのつながりや団体同士のつながりを生み、人、もの、情報などのネットワークも広げていきたいと考えています。昨年4月には、JR熊取駅にあった住民サービスコーナーをリニューアル、駅下にぎわい館としてオーブンし、小さいながら住民への情報発信基地として町内4つの大学PRコーナー、商工会ベース、町や各種団体等のイベント情報コーナー、待ち合わせ等の出来るコーナーを設け、四季折々のかさり付けも職員が工夫して行ない、昨年比2・4倍の住民の皆様の交流の場として利用頂いています。

また、今年3月には町のホームページを更新し、新鮮な情報をより早く、わかりやすく発信するよう努めています。新たに部長ブログを設け、各部署の取り組み等の紹介や近況も交えた親しみやすい取り組みも始めています。

大阪府熊取町長
中 西 誠

「みんな」が主役。
すべての「ちから」を集結する協働参画を目指して



我がまちでは人口の増加は府内でも上位にありますが、ゆるやかな曲線となっており、今まで重点的に取り組んできた子ども施策も、なお一層充実させる必要があると感じています。子どもはまちの宝ですから。将来のまちの発展の核となるよう斯きめ細かな個々の公共的なサービスを提供する新たな仕組みとして、「協働によるまちづくり」を掲げ、住民等が地域の活動に参加するきっかけを生み出すことにより、人と人とのつながりや団体同士のつながりを生み、人、もの、情報などのネットワークも広げていきたいと考えています。昨年4月には、JR熊取駅にあった住民サービスコーナーをリニューアル、駅下にぎわい館としてオーブンし、小さいながら住民への情報発信基地として町内4つの大学PRコーナー、商工会ベース、町や各種団体等のイベント情報コーナー、待ち合わせ等の出来るコーナーを設け、四季折々のかさり付けも職員が工夫して行ない、昨年比2・4倍の住民の皆様の交流の場として利用頂いています。

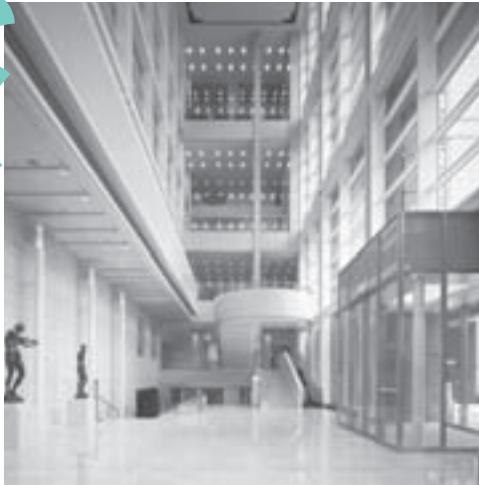
また、今年3月には町のホームページを更新し、新鮮な情報をより早く、わかりやすく発信するよう努めています。新たに部長ブログを設け、各部署の取り組み等の紹介や近況も交えた親しみやすい取り組みも始めています。

本町は今年11月3日をもって町制施行60周年を迎えることから、新たな取り組みとして住民との協働により、大阪で一番きれいなまち「くまとり」を目指して、美しいまちづくりを推進委員会を発足させます。これからまちづくりは住民が主役で



TIME of RELAXING

「ゆとり」と「やすらぎ」のひととき



シングル 119 室
平日料金 9,817 円より

SINGLE
ROOM

金曜日料金
15% OFF 8,344 円より

土・日・祝日料金
20% OFF 7,854 円より



ダブル 12 室
平日料金 13,282 円
(2名利用)※1名利用の場合 11,072 円

DOUBLE
ROOM

金曜日料金
15% OFF 11,289 円
※1名利用の場合 9,326 円

土・日・祝日料金
20% OFF 10,626 円
※1名利用の場合 8,778 円



ツイン 17 室
平日料金 18,480 円より
(2名利用)

TWIN
ROOM

金曜日料金
15% OFF 15,708 円より
※1名利用の場合 13,856 円

土・日・祝日料金
20% OFF 14,784 円より



全国町村会館

市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。

お電話でのご予約・お問い合わせは

TEL 03(3581)0471

FAX 03(3581)0220

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号

ご宿泊の予約が、全国町村会館の WEB からお申込みいただけます。

<http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>

全国町村会館へのアクセスガイド

- 有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町」3番出口徒歩1分
- 丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩5分
- タクシー東京駅から約20分

静かさと心地よさに配慮し、室内インテリア全体を落ち着いた雰囲気にまとめ、ゆったりとしたやすらぎのひとときをお届けいたします。

<http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>

土・日・祝日は
リーズナブルに

土・日・祝日のご宿泊は、
平日料金の **20%OFF**

金曜日のご宿泊は、
平日料金の **15%OFF**

和室もございますのでお問い合わせ下さい。
禁煙ルームをご用意しております。



会議室・宴会場

2階には広さと設備が多彩な、大小4つのホール、会議室。高い機能性を持ち、さまざまな演出が可能です。会議・研修、パーティーなどに幅広くご利用いただけます。



カジュアルレストラン「ベルラン」

ランチタイム 11:00 ~ 14:00
ティータイム 14:00 ~ 17:00
ディナータイム 17:00 ~ 22:00
(21:30 ラストオーダー)



和食処「さいかち」

ランチタイム 11:30 ~ 14:30
(14:00 ラストオーダー)
ディナータイム 17:00 ~ 22:00
(21:30 ラストオーダー)

